

## 高梁市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 3 月 30 日  
高梁市長  
高梁市消防長  
高梁市議会議長  
高梁市選挙管理委員会  
高梁市代表監査委員  
高梁市農業委員会会長  
高梁市教育委員会  
高梁地域事務組合管理者

高梁市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、高梁市長、高梁市消防長、高梁市議会議長、高梁市選挙管理委員会、高梁市代表監査委員、高梁市農業委員会会長、高梁市教育委員会、高梁地域事務組合管理者が策定する特定事業主行動計画である。

### 1. 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

### 2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本市では、組織全体で女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について継続的に行うこととしている。

### 3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、市長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局、教育委員会部局、高梁地域事務組合事務局、消防本部において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、市長部局、消防本部、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局、教育委員会部局、高梁地域事務組合事務局において、それ

ぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について、分析を行った結果、大きな課題に対応するものを掲げている。

(1) 市長部局・議会事務局・選挙管理委員会事務局・監査事務局・農業委員会事務局・教育委員会部局・高梁地域事務組合事務局

- ①平成 32 年度までの各年度において、事務職採用試験の女性受験者数を毎年度 30%以上にする。また、情熱枠（社会人枠）等の採用試験を活用し、優秀な女性職員の確保を図る。
- ②平成 32 年度までに、性別が偏りがちな各専門職種において、少数の性別の受験者数を現在と比較し 10%以上上昇させる。
- ③平成 32 年度までの各年度において、職員一人あたりの各月ごとの平均超過勤務時間数を 10 時間以下に削減する。
- ④平成 32 年度までの各年度において、管理的地位にある職員（課長級以上）に占める女性職員の割合を 25%以上で維持する。また、課長補佐級の女性職員を平成 32 年度までに 35%以上にする。
- ⑤平成 32 年度までに、合計 3 名以上の男性職員が育児休業を取得できるようにする。

(2) 消防本部

- ①平成 32 年度までに、2 名以上の女性消防職員の採用を行う。
- ②平成 32 年度までに、1 名以上の男性職員が育児休業を取得できるようにする。

#### 4. 女性の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、市長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局、教育委員会部局、高梁地域事務組合事務局、消防本部において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、大きな課題に対応するものを掲げている。

(1) 市長部局・議会事務局・選挙管理委員会事務局・監査事務局・農業委員会事務局・教育委員会部局・高梁地域事務組合事務局

- ①平成 28 年度採用パンフレットから、仕事と子育てに励む女性職員の声の紹介等により、女性が働きやすい職場であることを広報する。
- ②平成 28 年度から採用試験時の面接官に女性職員を最低 1 名配置し、女性職員による採用面接を行う。
- ③平成 28 年度から、超過勤務時間数の削減に向けて、各所属において長期的なノ

一残業日を週1回程度計画させ、実施の徹底を行っていく。また、職員の業務分担の見直しを行い、各職員の業務量の平準化を図る。

- ④平成29年度から、女性職員のライン職等（部長・課長・課長補佐・係長等）への計画的かつ積極的な登用を推進する。また、やる気や資質を備えた若い女性職員を積極的に見つけ出し、女性職員の側の意識改革や自覚、マネジメント能力の向上を図るため市町村アカデミー等の研修に参加させるとともに、計画的な人事管理を実施する。
- ⑤平成32年度までに、男性の育児休業取得促進に向け、また市役所内での男女共同参画社会の実効性のある実現を目指して、職員（特に管理監督的な立場にある者）を対象にした意識改革や職場マネジメントに関する研修を実施する。

## （2）消防本部

- ①平成28年度採用パンフレットから、仕事と子育てに励む女性職員の声の紹介等により、女性が働きやすい職場であることを広報する。
- ②平成32年度までに、男性の育児休業取得促進に向け、また市役所内での男女共同参画社会の実効性のある実現を目指して、職員（特に管理監督的な立場にある者）を対象にした意識改革や職場マネジメントに関する研修を実施する。